## 28年度　公文書開示（11月決定分 追加掲載）

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | （根拠規定）条例７条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | |
| 1 | H28.10.5 | H28.11.29 | 海の森水上競技場に関する要望事項、 | 4 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部調整課 |
| 2 | H28.10.5 | H28.11.29 | 議事録【2015.10.28】【2016.2.5】、議事録【2016.3.17】、議事録【2016.3.24午後】、2020五輪ボート競技会場の後利用について【H28.9.14】、議事録【2015.8.21】【2016.3.17】 | 22 | | 1 | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | | | （7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものに該当するため。<br>（7条3号）団体の事業活動に係る情報であり、公にすることにより当該団体の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。<br>（7条4号）公にすることにより、偽造による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。<br>（7条5号）検討過程の情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれかつ、特定の者に不当に利益又は不利益を及ぼすおそれがあるため。<br>（7条7号）第三者が、公表しないとの条件で任意に提供した情報であって、公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるため。 | オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部調整課 |
| 3 | H28.10.5 | H28.11.29 | 関係者協議議事録【H27年8月10日】（日本水泳連盟）、関係者協議議事録【H27年10月19日】（日本水泳連盟）、関係者協議議事録【H27年10月26日】（日本水泳連盟） | 8 | | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | （7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものに該当するため。 | オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部調整課 |